平成３０年（フ）第２８号
北海道標津郡中標津町東17条南３丁目１番地あずまグリーン団地６号棟633
債務者　福澤　梨乃
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第１１３号
福岡県久留米市東櫛原町1388番地２　井上ハイムＣ－３号
債務者　田中　義浩
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１２６号
長崎県長崎市鳴見台２丁目19番６号
債務者　中村江梨子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８７号
愛知県豊橋市植田町字西山田14番地１（１－101）
債務者　吉本　剛久
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１９０６号
大阪市住之江区安立３丁目８番11号　シェルメゾン住之江　Ｃ21
債務者　津田　将司
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９８４号
大阪市住之江区南港中４丁目２－12－804、住民票上の住所大阪市住吉区清水丘２丁目11番20号　アップルコート　102号
債務者　追立　祐也
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９９５号
大阪市大正区北恩加島１丁目４番５－410号、前住所京都府船井郡京丹波町本庄木下28番地エスポワールわち　202号
債務者　河野　雄友
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２００６号
大阪市浪速区大国２丁目10番２号　ライフステージ今宮　703号
債務者　中岡　良子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１０９号
大阪市東淀川区淡路２丁目６番13号　プレアール淡路　206号
債務者　柴原　　隼
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５９号
静岡市清水区長崎新田322番地の２
債務者　金子　絹代
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８４１号
横浜市青葉区市ケ尾町1481番地　内野ハイツ201
債務者　我妻　義明
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８４２号
横浜市南区高根町３丁目17番地28　マークス横濱阪東橋402
債務者　吉田　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０１５号
横浜市緑区東本郷６丁目19番24―605号
債務者　菅デララマ，カルビン
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１２５号
横浜市金沢区釜利谷西１丁目７番６号
債務者　工藤　大作
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４０４号
埼玉県加須市道目552番地２
破産者　篠崎　　勝
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係